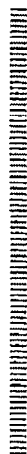


令和3年版

労働基準法 下



厚生労働省労働基準局編

労働法コンメンタール

③

労務行政刊

(寄宿舎生活の自治)

- 第九十四条 使用者は、事業の附属寄宿舎¹⁾に寄宿する労働者の私生活の自由²⁾を侵してはならない。
- ② 使用者は、寮長、室長その他寄宿舎生活の自治に必要な役員³⁾の選任に干渉してはならない⁴⁾。

趣旨

本条は、寄宿舎生活の自治について規定したものである。従来、紡績工場、石炭鉱業、建設業等においては、労務充足の困難性と事業経営の利便のために、労働者を集団的に寄宿させる附属寄宿舎が設置されていたのが通例であった。したがって、これら寄宿舎の存在は、事業経営上の必要性から設置されているだけに、寄宿舎内における寄宿労働者の生活は、本来自由であるべきにもかかわらず、使用者側の不当な干渉によって私生活の自由の侵害が生じ、このため種々の弊害が生じていた。このような事例に鑑み、工場法における工場附属寄宿舎規則を発展させて、本法では広く事業附属のすべての寄宿舎について、私生活の自由の侵害を禁止するとともに、これを確保する手段として、まず役員³⁾の選任の自由によって自治を確保し、これによって労働者が身分的にも使用者に隷属しているような従来の悪弊を排除することが図られた。裁判例も「事業の附属寄宿舎は、使用者がその事業に要する労働者を確保する必要上、事業施設の一部として設置するものであるが、そこは寄宿労働者の私生活の場所である。私生活の自由は憲法によって保障されているわけであるが、過去における寄宿労働者の私生活の自由が使用者によって著しく拘束された旧弊に鑑み、本条は特に、使用者が寄宿労働者の私生活の自由を侵し、その共同生活に関する自治に干渉することを禁止しているのである。」(福岡高裁判決 昭和四年(イ)第六号 八幡製鉄事件 昭和三三(イ)と明確に述べている。

- 1034 -

解説

① 事業の附属寄宿舎

事業の附属寄宿舎については、次のような解釈例規(昭三三・三 基発第五五号)がある。

- (イ) 寄宿舎とは常態として相当人数の労働者が宿泊し、共同生活の実態を備えるものをいい、事業に附属するとは事業経営の必要上その一部として設けられているような事業との関連をもつことをいう。したがって、この二つの条件を充たすものが事業附属寄宿舎として法第一〇章の適用を受けるものである。
- (ロ) 寄宿舎であるか否かについては、おおむね次の基準によって総合的に判断すること。
- (a) 相当人数の労働者が宿泊しているか否か。
- (b) その場所が独立又は区画された施設であるか否か。
- (c) 共同生活の実態を備えているか否か。すなわち単に便所、炊事場、浴室等が共同となっただけでなく、一定の規律、制限により労働者が通常、起居寝食等の生活態様を共にしているか否か。
- したがって、社宅のように労働者がそれぞれ独立の生活を営むもの、小人数の労働者が事業主の家族と生活を共にするいわゆる住込みのようなものは含まれない。
- (ハ) 事業に附属するか否かについては、おおむね次の基準によって総合的に判断すること。
- (a) 宿泊している労働者について、労務管理上共同生活が要請されているか否か。
- (b) 事業場内又はその付近にあるか否か。

したがって、福利厚生施設として設置されるいわゆるアパート式寄宿舎は、これに含まれないこと。

その他、営林署の事業中伐木、製炭等のための簡単な小屋であっても、それが共同生活の実態を備えるものであれば寄宿舎に該当する(昭三三・三 基発第五五号)、二〇トン未満の漁船中の宿泊設備はこれに入らない(昭三三・三 基収第三三号)、入居者がそれを居住の場所として共同生活を営んでいるものとは認められない合宿所は、寄宿舎に

- 1035 -

該当しない(昭和三十九年労働審判第一号)等の解釈例規が出されている。

しかしながら、経済社会事情の変化に伴い、労働者のための寄宿舎の設置状況及びこれを利用する労働者の生活態様も本法制定当初に比して変容している場合も少なくない。

事業に附属するか否かに関する「事業場内又はその付近」の基準については、現今の事業場敷地の確保の困難、交通事情等からみて、例えば、事業場から数キロメートル離れた場所に設置されたものであっても直ちに事業附属の要件を満たさないものとするべきではないと思われる。また、事業附属という概念を事業場の全労働者数に対して入居比率が相当高い、あるいは仮に施設を廃止した場合、必然的に入居労働者の労働力が得られなくなることを予想して事業経営が不可能か又は相当困難となる程度の人数が居住しているかどうかという点から判断する考え方もある(後掲札幌高裁判決参照)が、事業附属とは事業運営の目的のために設置されたものであればその要件を満たすものと解すべきであろう。

寄宿舎であるか否かに関する起居、寝食等の生活態様を共にする共同生活の基準については、例えば、寝室が個室になっていたり、入居費が低廉である等当該施設が福利厚生施設的要件を有することから直ちに寄宿舎の要件を満たさないものとするのは適当でないと思われる。ただし、前掲の解釈例規に示されているように、社宅のごとく労働者が家族単位で生活を営んでいたり、単身者であっても単にアパートを寄宿舎として利用しているものであって、第九十五条第一項第一号ないし第三号に規定されている事項について共同生活の実態が認められない場合には、本法の寄宿舎でなくその他の福利厚生施設とみるべきであろう。共同生活の実態があると判断され得るケースとしては、例えば、①数名が共同で一つの部屋で生活し、当該部屋の掃除等の役割等が定められている場合、②食堂の利用時間に制限があり、食堂の食事をとることが要請されている場合、③トイレ、炊事場、浴室等の共同利用について規制があり、当該箇所の掃除等を寄宿舎が担当している場合、④起床、就寝、門限、外出・外泊について制限がある場合等が考えられる。

各種事業の社員寮や独身寮その他小規模の店舗等の家屋の一部を居住施設としている場合明らかに「事業主の家

族と生活を共にする住込み」と認められるものを除く。等については、それが事業の附属寄宿舎に該当するか否かは、施設の外觀や名称にとらわれることなく、以上のような観点から実態に即した判断がなされるべきである。

なお、札幌高裁判決、日之出屋商店事件(昭和三十九年労働審判第二号、昭三十九・二・三)では、「被告人は、菓子製造ならびに食堂経営事業のために、従業員五〇名ないし六〇名を雇入れていたが、その性別の割合は男女半々で……そのうち寄宿させていた従業員は……会社レストラン部三階に女子二〇名余、同四階に男子一〇名余であつて……右認定の事実によつて、なるほど被告人の経営する事業自体やその経営場所からすれば、もとより通常通勤距離内から労務を充足し得られなくはないこと所論のとおりとしても、多人数の従業員をことごとくいわゆる通勤者として雇入れることが事実上不可能であつたこともまた右施設使用の従業員の数、ことに女子従業員二五名ないし三〇名のうち二〇余名が右施設を使用していたことに徴してもうかがえるものであり……被告人に一面これら従業員の住宅難緩和の意図があつたとしても、他面かかる通勤距離外からの従業員を雇入れるにあたつて、それら従業員に寄宿の方途を立てない限り、結局、その雇入れは不能となり、したがつて……企業は不可能とまではゆかなくても、著しく困難となるのは必然というべきであるから、右施設の使用は……企業遂行上、必要かくべからざるものであつたと判断せざるを得ない。」とし、本法の寄宿舎に該当する旨判断している。

② 私生活の自由

「私生活」とは、広く業務から解放された労働関係外の生活をいい、始業時間前、終業時間後の生活がこれに含まれる。このような意味での私生活は、本来、寄宿労働者の自由であつて、これに使用者が干渉することは、私生活の自由を侵すものとしているのである。

寄宿舎規程第四条では、使用者が寄宿労働者の私生活の自由を侵す行為について次のごとく例示している。

第一号は、寄宿労働者の外出又は外泊について使用者の承認を受けさせることを禁止している。自治会等において寄宿労働者が外出又は外泊について自主的に何らかの規律を定め、その定めた規律に自主的に従わせるような場合は使用者の承認とは関係がないので、私生活の自由の侵害にはならない。また、外出又は外泊について「使用者の承

認」ではないが、使用者のもとに届け出させることについては、外出又は外泊の日時、行先等を外出又は外泊の当日又は前日に、単に届け出させる程度のことであれば差し支えないものと解されるが、それ以上の期間において、あらかじめ届け出ることを一般的に義務づけるような場合には、実質的には承認を受けさせることと同視すべき場合があるといえよう(昭三三三三 基発第三三三三号)。

第二号は、教育、娯楽その他の行事に参加を強制することを禁止したものである。教育、娯楽はもとより、使用者がおよそ寄宿舎の行事として行うものについては、参加を強制することは許されない。

第三号は、共同の利益を害する場所及び時間を除き、面会の自由を制限することを禁止したものであるが、この場合「共同の利益を害する」とは、寄宿舎が本来集団生活の場であることから、寄宿舎内の秩序維持等団体的自治の確保の面でそれらに悪影響を与えるような場合をいい、共同の利益を害する場所又は時間であるか否かは、具体的事情に応じ、客観的に判断されるべきものである。

これら第一号から第三号までに掲げられたものは、寄宿労働者の私生活の自由を侵す行為の例示であり、労働者の私生活の自由を侵す行為がこの三号にとどまるものでなく(昭三三三三 基発第三三三三号)、例えば、私信の検閲、神仏礼拝の強制等も寄宿労働者の私生活の自由を侵す行為の一般的な例としてあげられる。なお、これと関連して、従来の私生活の自由に対する侵害の一例として帰郷制限があげられるが、これは、寄宿舎生活の問題の一環としてとり上げるよりも、むしろ労働関係における労務管理上の統制の問題として考えられるべきものであつて、寄宿舎生活の内部において帰郷を制限することは、あくまで後者の観点からする私生活の自由の侵害として禁止されるべきものと解される。

具体的事例について裁判例を例示すれば、寄宿舎における秩序紊乱に対する制裁は、寮生の自治に委ねられるべきであつて、使用者はこれを理由に懲戒することはできないとするもの(名古屋地裁判決 昭三四年同第百三三三号 細川商店事件 昭三六・三三三、労働者の時間外帰寮は解雇理由とはなり得ないとするもの(大阪地裁判決 大日本紡績工場事件 昭三六・三三三)等がある。

また、労使間に労働争議状態が存在する場合にも、右のような基本的な考え方から、両当事者のとり得る争議戦術についてもおのずから制約があり、例えば、「本社工場閉鎖区域には被申請人等の指摘する如く食堂並びに女子寮が包含されている。工場閉鎖の本質は労働力を生産手段との結合から排除する点にあるのであるから従業員の日常生活の場所である寮とか食堂に対する工場閉鎖は違法であり、本件工場閉鎖はこの点において取疵がある。」(大津地裁彦根支部判決 昭三四年同第百三三三号 近江絹糸彦根工場事件 昭三六・三三三)等とされている。

③ 寄宿舎生活の自治に必要な役員の選任に干渉

私生活の自由を前提とする寄宿労働者の寄宿舎生活における秩序は、寄宿労働者の自治によつて維持されるべきであり、このため従来みられた寮長、室長等の寄宿舎生活の自治に必要な役員の選任に対する使用者の干渉は禁止され、すべて労働者のなすところに任せることとされた。

したがつて、単に選任手続に対する干渉が禁止されるばかりでなく、使用者が役員選任方法、例えば、自治組織体の役員の構成、員数、選出方法、選挙権の制限、被選挙権の議決方法等について干渉したり案を作成したりすることも違法とされる(昭三三三三 基取第三三三三号)。会社側から選ばれた会監、世話係等が役員の職に就くことも禁止される。

しかし、寄宿舎その他の設備は、事業主の所有権等に基づく管理権のもとにあるものであるから(例えば、本条によれば、労働者はその寄宿舎生活につき自治力を有することは明らかであるが、それがあるがゆえ、他面使用者の有する寄宿舎管理権の正当な行使まで妨げることは許されない(大阪高裁判決 昭三四年同第百三三三号 淀川製鋼所事件 昭三六・三三三)、このような施設の管理、寄宿労働者の委託事務の処理などに従事する者を使用者側から選んで寄宿舎内に置くことは、本条の趣旨に反しない。すなわち、いわゆる管理人、寮母等を置いても、私生活の自由を侵さな限り本条に抵触しない(昭三六・三三三 基発第三三三三号)。ただ、これらの職務を行う者が自治に必要な役員を兼ねることはできない(昭三六・三三三 基取第三三三三号)。

なお、寄宿舎によつては、寄宿舎の自治のみに専念する寮長に対して使用者が賃金を支払う場合がある。これについては、寄宿舎における自治活動は、寄宿労働者の私生活の自由の一側面であり、直接事業とは関係がないのであるが、賃金をこれに対して支払うか否かは、当事者の自由とする解釈例規(昭三六・三三三 基取第三三三三号)がある。

④ 本条違反

本条第一項の違反については罰則はないが、第二項に違反して役員の選任に干渉した場合は、六か月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処せられる(第二条第三号)。

(寄宿舎生活の秩序)

第九十五条 事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させる使用者は、左の事項¹⁾について寄宿舎規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない³⁾。これを変更した場合においても同様である。

- 一 起床、就寝、外出及び外泊に関する事項
- 二 行事に関する事項
- 三 食事に関する事項
- 四 安全及び衛生に関する事項
- 五 建築物及び設備の管理に関する事項

- ② 使用者は、前項第一号乃至第四号の事項に関する規定の作成又は変更については、寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者の同意²⁾を得なければならない³⁾。
- ③ 使用者は、第一項の規定により届出をなすについて、前項の同意を証明する書面を添附しなければならない。
- ④ 使用者及び寄宿舎に寄宿する労働者は、寄宿舎規則を遵守しなければならない。

趣旨

本条は、使用者の寄宿舎規則の作成義務、記載事項、作成手続、届出及び遵守義務を定めたものである。この規則の作成は、使用者の義務であり、これは経営上の必要と共同生活の必要との調整から寄宿舎生活の秩序を維持しようとするためであるが、従来、工場法におけるような記載事項の放任を認めず、私生活の自由を脅かしやすいと思われる起床、就寝、外出及び外泊、行事、食事、安全及び衛生等に関する事項についての規定の作成及び変更は、寄宿労働者の過半数を代表する者の同意を必要とすることとし、かつ、これを使用者の所有権等に基づく建物の管理権に属する管理事項とともに必要記載事項としている。このような事項についての同意は、寄宿労働者の私生活と密接な関係のあるものであり、かつ、労働者側からの要請を満たすためにも必要であるので、同意を要することとしているものである。このため、寄宿舎規則の届出に当たっては、右の同意書を添付することが必要とされる。このような同意により作成された寄宿舎規則は、当然労使双方が遵守すべき義務を負うものである。

工場附属寄宿舎に関しては、工場法の施行規則たる工場附属寄宿舎規則において、

第二十一条 寄宿舎ノ管理ニ関シ規程ヲ設ケタルトキハ運席ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ規程ノ変更ヲ命スルコトヲ得

第二十三条 本令並寄宿舎ノ管理ニ関スル規程ハ之ヲ見易キ場所ニ掲示スヘシ

と規定しているのみで、その作成は使用者の任意であり、作成したときは地方長官に届け出る義務が課せられていたが、その記載内容及び手続については、何ら触れるところがなかった。

なお、同規則第二一条第二項では、地方長官は必要と認めるときはその規程の変更を命じ得ることとしていたが、このような制度は、同意による作成の手続と監督権の行使によつて事業附属寄宿舎の監督の完全を期し得るものとして、本条では規定されていない。

解説

① 左の事項

本条第一項第一号から第五号までに掲げる事項は、いわゆる必要の記載事項であつて、そのいずれか一つを欠いても届出は受理されない。また、その他の事項を記載するか否かは使用者の自由であり、かつ、その事項については、寄宿労働者の同意を必要としない。

第一号中外出及び外泊に関する事項については、外出又は外泊について使用者の承認を受けさせること、及び第二号については、行事に参加を強制することは、いずれも寄宿労働者の私生活の自由を侵害するものとして第九四条第一項及び寄宿舎規程第四条により禁止されている。

第三号の食事に関する事項について、食事の費用負担等が労働者に課せられる場合は、就業規則に定めるべき労働条件として取り扱われる(第4条第5号)。

なお、使用者の管理権として物的管理権のほかには人的管理権を含むかについては、説が分かれている。福岡高裁判決(昭和三四年)第八号、八幡製鉄事件(昭和三三年)は、本条の趣旨からみて、寄宿労働者の共同生活上の秩序に関する事項につき寄宿労働者との共管事項として人的管理権を有するものであるとし、さらに、寄宿労働者の私生活上の自由及び自治の原則からして、その物的管理権の行使は施設の維持に必要な限度にとどめるとともに、人的管理権の行使は寄宿舎を設置した目的を達成するのに必要やむを得ない限度にとどめなければならないとし、「共管事項とはいふ、共同生活上の秩序の維持に関する人的管理については、寄宿労働者の意思の地位を認めなければならない。」と判断している。これに対し、宮崎地裁延岡支部判決(昭和三四年)第九号、旭化成延岡支社事件(昭和三三年)は反対の立場をとり、本条は使用者の寄宿労働者に対する人的管理権の根拠とみることとはできないとしている(同旨、佐藤「ジェリスト労働判例百選(第三版)」二頁、横井(同前版)三頁、榎本(同前版)三頁)。

② 寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者の同意

寄宿舎規則の作成又は変更については、寄宿労働者の過半数を代表する者の同意を得て所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。右の同意は、本条第一項第一号から第四号までの事項に関する規定の作成又は変更についてであつて、届出に当たっては同意を証明する書面を添付することを要する。また、同意を証明する書面は、従前は寄宿労働者の過半数を代表する者の署名又は記名押印のあるものでなくてはならないとされていたが、行政手続における押印原則の見直しの政府方針の一環として寄宿舎規程が改正され、令和三年四月一日から寄宿労働者の過半数を代表する者の氏名を記載したものでなければならないとされている(寄宿舎規程第5条の第5項)。なお、解釈例規は、「第一号乃至第四号は、寄宿舎生活中労働関係の要請を充すために規制せらるべき部分であり、従つて寄宿労働者と使用者との共管事項として」同意を必要としたものであるとしている(昭和三三年 基設第5号)。

使用者は、寄宿舎規則の作成又は変更に当たってはその案をあらかじめ寄宿労働者に周知させる措置を講ずべきこととし(寄宿舎規程第5条)、また、寄宿舎に労働者を寄宿させるに当たっては当該労働者に対し寄宿舎規則を示すこととされている(寄宿舎規程第5条)。なお、作成又は変更された寄宿舎規則について、使用者は、第一〇六条第二項により、寄宿労働者にこれを周知させなければならないこととされている。

寄宿舎規則の作成又は変更に当たり同意を与えた労働者代表が変わり、又は過半数労働者が退社した等の場合、新しい労働者は事情変更を理由として、従来の規則の撤廃又は変更を要求し得るかにについては、右の同意は規則の制定又は変更についての成立要件にすぎず、存続要件とは考えられないとの解釈例規がある(昭和三三年 基設第5号)。右のような場合、規則の撤廃又は変更の要求を事実上なすことは何ら問題はないが、当然に規則が失効すると解するのは不適切であろう。

また、寄宿舎は、その性質上、事業経営上の必要から設置され、かつ、共同生活を営む場所であり、第九四条及び本条によつて私生活の自由を確保するため必要な規制がなされているのであるが、寄宿労働者の教養、娯楽又は面会等のための積極的福祉施設を設けることは、特に画一的、かつ、隔離された私生活のなかにおいて必要とされる。かかる意味で、寄宿舎規程第五条に、使用者はなるべく教養、娯楽、面会のための室等の適当な福利施設を設けるべき

ことを定めている。なお、寄宿舎規程第五条は努力義務規定であるから罰則の適用はないことはもちろんである。

なお、建設業の作業員宿舎(いわゆる飯場)については、その特殊性から、昭和四二年九月二九日、新たに「建設業附属寄宿舎規程(昭和四年労働省令第三三号)」が定められたが、同規程では、建設業の特殊性を考慮し、寄宿舎規則の届出は、寄宿舎の所在地と事業場の所在地が異なる場合には、寄宿舎の所在地を管轄する労働基準監督署長にすることができるとし(同規程第三条第項)、また、届出に際しては、他人の所有に係る建物を寄宿舎として使用する場合には、その建物の賃借関係を明らかにする一定の事項を記載した書面を添付しなければならないこととし(同規程第三条第三項)、さらに、事業主及び寄宿舎の管理について権限を有する者を寄宿舎規則の中で明らかにし、この者に一か月以内ごとに一回、寄宿舎を巡視させ、修繕又は改善すべき箇所を認めた場合には速やかに使用者に連絡させなければならない(同規程第三条及び第四条の三)としている。

③ 本条違反

使用者が第一項に違反して寄宿舎規則を作成せず、作成若しくは変更の届出を怠った場合又は第二項に違反して労働者の過半数代表の同意を得ずに寄宿舎規則を作成し、若しくは変更した場合は、三〇万円以下の罰金に処せられる(第三三三條第号)。

(寄宿舎の設備及び安全衛生)

第九十六条 使用者は、事業の附属寄宿舎について、換気、採光、照明、保温、防湿、清潔、避難、定員の収容、就寝に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない³⁾。

② 使用者が前項の規定によつて講ずべき措置の基準は、厚生労働省令で定める¹⁾。

趣旨

本条は、寄宿舎生活における労働者の安全、衛生、風紀等を守るために、設備の整備その他に関する使用者の義務を規定したものである。本条は、労働者を就業させる建設物等の危害防止について定めている労働安全衛生法第二三条に対応する規定である。

建設業関係の寄宿舎の安全衛生についてはフランスやドイツなどにおいても保護規定がみられるが、我が国においては、古くから、紡績工場を中心に、土木工事場等において広く事業附属寄宿舎の制度が採用され、発達してきており、そのため、従来からこれらの寄宿舎に寄宿する労働者の健康維持及び危害防止に関して、法令をもつてその保護に当たっていた。すなわち、本法施行前においては、工場については工場附属寄宿舎規則(昭和四年内務省令第三三号)により、工事場については土木建築工事場附属寄宿舎規則(昭和五年厚生省令第三三号)により、それぞれ設備及び安全衛生に関する最低基準が定められており、工場附属寄宿舎規則は工場法の適用される工場に附属する寄宿舎に対して適用され、土木建築工事場附属寄宿舎規則は土木工事又は工作物の建設、保存、修理、変更若しくは破壊の工事を行う事業に附属する寄宿舎で六か月を超え、常時一〇人以上の労働者を収容するものに対して適用されていた。そこで、本法においても、本条において寄宿舎の安全衛生の措置に関する義務を使用者に課し、その詳細な基準は厚生労働省令で定めることとしたものである。

寄宿舎規程においては、本条に基づき寄宿舎の安全衛生基準を定めているが、その内容は、おおむね旧規則を踏襲したものである。ただ、その適用範囲については、本法の適用ある事業の附属寄宿舎についてはすべて適用することとされ、従来、非適用となっていた六か月未満の期間で取り壊される寄宿舎もその適用対象となつたわけであるが、このような短期間使用される寄宿舎については、その基準を緩和して事情に沿うように規定されており、また、特定の事業における寄宿舎又は一〇人未満の労働者を収容する小規模の寄宿舎については、労働基準監督署長の許可を条件に修正適用を認めている。平成二七年に建築基準法昭和五十四年法律第三号の一部が改正されたことに伴い、居室の場

所の制限についての改正が行われている。

なお、出稼労働が問題となったことから、いわゆる「飯場」の改善の問題がとり上げられ、事業の完了の時期の予定されている建設業の附属寄宿舍について、その特殊事情を考慮して、一般の寄宿舍規程とは別個の規程が定められることとなり、建設業附属寄宿舍規程が制定された。建設業附属寄宿舍規程は、その後の経済社会状況の変化、火災災害の発生状況にかんがみ、寄宿舍の住環境の整備、安全衛生の確保を中心として平成六年に改正が行われ、併せて使用者が寄宿舍の住環境の整備等を図る際の指針として「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン」が定められている(平成六年 基発第28号)。

解説

① 厚生労働省令で定める

寄宿舍規程第二章(第一種寄宿舍安全衛生基準)及び第三章(第二種寄宿舍安全衛生基準)並びに建設業寄宿舍規程第六条以下に規定されている。それらの規定の個々の内容については、②において解説する。

② 講すべき措置の基準

本条第二項の規定による事業附属寄宿舍における安全、衛生、風紀等に関し使用者が講すべき措置の基準は、寄宿舍規程第二章及び第三章並びに建設業寄宿舍規程第六条以下に定められている。すなわち、寄宿舍規程は、その第六条及び第三十七条において、事業附属寄宿舍を六か月以上の期間寄宿させる恒久的なものと、六か月に満たない期間寄宿させる仮設のもの及び厚林業等の有期の事業においてその事業が完了するまでの期間寄宿させる仮設のものとに区分し、前者を第一種寄宿舍、後者を第二種寄宿舍として、それぞれについて措置の基準を規定し、建設業寄宿舍規程は、その第一条において、建設業の有期の事業においてその事業が完了するまでの期間寄宿させる仮設のものを対象とすることとし、それについて措置の基準を規定している。そして、第二種寄宿舍については、第一種寄宿舍に比較して緩和された基準を定めている。また、敷地の衛生、階段・廊下の常夜燈、雨具の収納設備等については、建設業

附属寄宿舍独自の規定が設けられている。なお、第一種寄宿舍と第二種寄宿舍の区別については、第二種寄宿舍を六か月未満の期間経過後又は事業完了後取り壊すような仮設的寄宿舍であり、寄宿する労働者に家賃があつても寄宿舍建造物の使用の期間そのものが六か月を超え、又は当該事業完了後にもわたる場合には、第一種寄宿舍に該当する(昭三三三三 基発第28号、昭三三三三 基発第28号)。

以下、寄宿舍における安全、衛生、風紀等に関して使用者の講すべき措置の基準の具体的細目について説明する。

(4) 寄宿舍の設置場所(寄宿舍規程第4条、第5条及び建設業寄宿舍規程第4条)

(a) 第一種寄宿舍

寄宿舍規程第七条は、第一種寄宿舍を設置する場合に、火災、水害、雪崩、土砂等による倒壊及び保健衛生上の環境を考慮して、次のような場所を避けるべきことを定めている。

(i) 爆発性の物(火薬類を含む)、発火性の物、酸化性の物、引火性の物、可燃性のガス又は多量の易燃性の物を取り扱い、又は貯蔵する場所の付近

ここにいう「付近」並びに次の(ii)、(iii)及び(iv)にいう「付近」とは、社会通念上危険性又は有害性の及び得る地域をいうものである(昭三三三三 基発第28号、昭三三三三 基発第28号)。

なお、「爆発性、発火性、引火性の原材料……」とは、年少者規則第八条第二八号及び第二九号に掲げられている範囲のものがこれに該当するものと考えられる(第三条〔解説〕参照)。

(ii) 爆竹を使用する作業場の付近

(iii) ガス、蒸気又は粉じんを発散して衛生上有害な作業場の付近

ここにいう「ガス、蒸気又は粉じん」とは、施行規則第一八条第四号及び第九号、安全衛生規則第一三条第一項第二号二及び七並びに年少者規則第八条第三三三号及び第三四号に掲げられているものを当然含むと考えられる(第五条〔解説〕参照)。

(iv) 騒音又は振動の著しい場所

騒音又は振動の程度については別に定められていないが、これらが著しい場所は、直接の障害ばかりでなく、睡眠、休息等を妨げるため間接的な影響があるので、施行規則第十八条等に定める衛生上有害な業務の程度よりさらに低い程度であっても、これに該当する場合がある。なお、(四)の場合も、寄宿舎の生活時間は相当長い時間を占めるものであるから、有害ガス等の濃度については同様に考えられなければならないものである。

- (ウ) 雪崩又は土砂崩壊のおそれのある場所
 - (エ) 湿潤な場所又は出水時浸水のおそれのある場所
 - (オ) 伝染病患者を収容する建物及び病原体によって汚染のおそれ著しいものを取り扱う場所の付近
- ここにいう「建物」又は「場所」とは、普通病院の検査室のこときものは含まず、伝染病院の隔離病舎、塵芥処理場等をいうものである(昭三・三・三 基発第五号、昭三・三・三 基発第百号)。
- (ハ) 第二種寄宿舎及び建設業附属寄宿舎
- 第二種寄宿舎については、寄宿舎規程第三八条に定められているが、第一種寄宿舎に比べると緩和されている。すなわち、(ア)の(ウ)、(エ)及び(オ)が設置に際して避けなければならない場所とされていることとなる。
- 建設業附属寄宿舎については、建設業寄宿舎規程第六条に定められており、第二種寄宿舎より多少第一種寄宿舎に近く、(ア)の(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)が避けなければならない場所とされている。
- (ニ) 男女別収容(寄宿舎規程第条)
- 第一種寄宿舎に関して、風紀の観点から、原則として男性と女性を同一棟の寄宿舎に収容することを禁じ、ただし、完全な区画を設け、出入口を別にした場合に限り、同一棟に収容することを認めている。
- 「完全な区画」とは、壁、板しきり等をいう(昭三・三・三 基発第五号)。また、「出入口を別にした場合」とは、同一棟に二つの出入口を設けることを原則とする趣旨であるので、同一棟の二階に女性、三階に男性を収容することは一般には認められない。ただし、一階は男女共用のホールと食堂、二階及び三階は東側に男性、西側に女性を収容

容、東西は区画壁が設けられている構造でその両側に階段が設けられているときものまで禁止しているとは考えらるべきではなかろう。

(三) 寝室の場所の制限(寄宿舎規程第条)

第一種寄宿舎の寝室については、寄宿舎規程第九条により、火災の際の危害防止上の見地から原則として建物の三階以上に設けることを禁止し、また、衛生上の見地から地下に設けることを禁止している。しかし、例外として、次のいずれにも該当する場合は、寝室を建物の三階以上に設けることが許される。

- ① 主要構造部(建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下この号において同じ。)が、建築基準法施行令(昭和三十五年政令第百三十一号)第一一〇条各号に掲げる技術的基準のいずれかに適合するもので、同法第二十七条第一項に規定する主要構造部に係る国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- ② 建築基準法施行令第一一〇条の二各号に掲げる外壁の開口部に、建築基準法第二十七条第一項に規定する防火設備を設けたものであること。

なお、この場合においても、寝室を地下に設けることは許されない。

(四) 建築面積の制限(寄宿舎規程第条)

寄宿舎規程第一〇条では、第一種寄宿舎について、火災による危害防止の見地から、防火壁を設ける際の基準として寄宿舎の棟の建築延面積(棟の面積ではないが、一、〇〇〇平方メートルを超える場合には、一、〇〇〇平方メートル以内)に防火壁によって区画しなければならないことを原則とし、建物の主要構造部が耐火構造であり、又は不燃性材料で造られている場合に限り、防火壁を設けなくてもよいこととしている。

ここで「防火壁」とは、上下式鉄筋、耐火構造の隔壁のことであり(昭三・三・三 基発第五号)、また「主要構造部」とは、壁、柱、床、はり、屋根及び階段をいい、建物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、付け柱、揚り床、屋外階段等は含まれないものであって、建築基準法第二条第五号に定められているものと同一であり、また、「不

燃材料」とは、コンクリート、煉瓦、瓦、石棉スレート、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、しつくいその他これらに類する不燃性の建築材料をいい、建築基準法第三条第九号に定められているものと同様である。耐火構造については(4)参照。

(4) 階段(寄宿舎規程第二条、第三条及び第五条、建設業寄宿舎規程第五条、第六条及び第三条)

第一種寄宿舎及び建設業附属寄宿舎においては、常時一五人未満の労働者が二階以上の寝室に寄宿する建物には、火災その他非常の場合の避難を考慮して、各階に適当に配置され屋外の安全な場所に通ずる避難階段を二か所以上設けなければならない。しかしながら、例えば、市街地に建てられる商店等の寄宿舎においては、このような「各階に適当に配置され屋外の安全な場所に通ずる階段」を設けることが不可能なことも考えられ、また、すべり台等避難階段よりは安全にして有効な設備と考えられるので、適当なところ配を有する避難斜面等適当な避難設備を設けてある場合には、階段を設けることを要しない。

なお、「適当な避難設備」とは、非常の際、労働者が容易に避難できる設備をいい、その利用によって労働者の生命に危険を伴うようなものは適当な避難設備ではなく、適当であるか否かの判断は、その設備を利用する者、設置場所、建物の配置状況、土地の状況等を勘案して客観的に判断されるべきものである(昭三・三三 基発第〇号)。

また、常時一五人以上の労働者が二階以上の寝室に寄宿する建物には、各階に適当に配置され容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を二か所以上設けなければならない。ただし、建設業附属寄宿舎にあつては、一か所を避難階段とし、それ以外をすべり台等の避難器具に代えることができる。この場合、例えば、常時二階に一〇人、三階に一〇人、四階に五人の労働者が寝室に寄宿する寄宿舎については、各階は一五人未満であるが、「常時一五人以上の労働者が二階以上の寝室に寄宿する」場合に該当し(昭三・三三 基発第〇号)、階段は二階と最上階である四階の間のものについても二か所以上設けなければならない。

ここにいう「階段」は、常用なると非常用なるとを問わないが、避難の目的上むしろ常時使用せられるものであることが望ましい。なお、避難の目的で設けられてあるものであるから、階段は、棟内各室から最も手近な場所に

配置され、かつ、外部の安全な場所に通ずる出口に容易に行くことができるものでなければならない(昭三・三三 基発第〇号)。

階段の構造については、寄宿舎規程第十七条及び建設業寄宿舎規程第一二条に次のようにその基準を定めている。ただし、②ないし⑥は、第一種寄宿舎のみのものである。

- ① 階面二一センチメートル以上、蹴上二二センチメートル以下とすること。
- ② こゝ配を平面に対し四〇度以内とすること。
- ③ 高さ四メートルを超える場合には、高さ四メートル以内、ことに踊場を設けること。
- ④ 踊場は、長さ一・二メートル以上とすること。
- ⑤ 蹴込板又は裏板をつけること。
- ⑥ 回り段を設けないこと。
- ⑦ 階段の両側又は片側に側壁又はこれに代わるものがない場合においては、高さ七五センチメートル以上八五センチメートル以下の手すりを設けること。
- ⑧ 幅は、内法七五センチメートル以上とすること(建設業附属寄宿舎にあつては、屋外階段の場合、六〇センチメートル以上)。
- ⑨ 各段より高さ一・七メートル以内に障害物がないこと(建設業附属寄宿舎にあつては、一・八メートル以内)。

ただし、第一種寄宿舎にあつては、右の基準のうち⑤の蹴込板又は裏板及び⑧の幅に関する規定は、建物の外壁に設けられた屋外階段には適用されない。

また、寄宿舎規程第一条に規定するいわゆる避難用の階段のうち、常時一五人未満の労働者が二階以上の寝室に寄宿する場合においては二か所の階段、常時一五人以上の労働者が二階以上の寝室に寄宿する場合においては二か所の階段については、それらが常時使用されるものであると否とにかかわらず、右の階段の基準が適用されるが、右の一か所又は二か所の階段以外に設けられた同条に規定する避難用の階段であつて、常時使用しないものに

つては、屋外階段であると屋内階段であるとを問わず、この階段の基準は適用されない(寄宿舎規程第二章第三項)。
なお、建設業附属寄宿舎にあつては、右の基準は、常時使用する階段のものである。

次に、寄宿舎規程第一二条では、非常の場合において寄宿労働者が容易に避難できるようにするため、常時には使用しない避難用の階段及びこれに通ずる通路、非常階段等については、はりれとか赤又は青ランプをつける等避難用のものである旨の適当な標示をしておくとともに、通路、階段には障害物を置かない等いつでも容易に避難できるようにしておかなければならない。

なお、建設業寄宿舎規程第九条では、右の避難階段等については、常時容易に避難することができるようにしておかなければならず、通路には避難階段が設置されている方向を表示しなければならない。

(イ) 出入口(寄宿舎規程第三章、第三章及び建設業寄宿舎規程第二章)

(a) 第一種寄宿舎

避難の際の出入口の障害を避けるため、寄宿舎の廊下から屋外に通ずる出入口の戸は、外開戸又は引戸とし、内開戸を禁止し、さらに寄宿舎は、いつでも容易に外部に避難できるようにしておかなければならないことを定めている。なお、出入口の外開戸は、積雪地においては不適当であり、この場合は引戸にすべきものと考えられる。

(b) 第二種寄宿舎

第二種寄宿舎の場合は、出入口は、避難を要する場合を考慮して二か所以上に設けることを定めている。

(c) 建設業附属寄宿舎

適当に配置された出入口を二か所以上に設けることを規定している。なお、その出入口の戸の構造は、第一種寄宿舎と同様である。

ところで、寄宿舎内部に一階から二階へ通ずる階段が設置されていない二階建ての場合には、一階部分に出入口が設けられていても二階の居住者に対しては意味をもたないが、地上から寄宿舎の二階部分へ通ずる階段が設置さ

れていて、当該寄宿舎二階の居住者が二階部分と寄宿舎外の地上の間で直接出入りすることができるようになっていれば、本条に規定する出入口が設置されているものと解される(昭三・二五 基取第38号)(なお、常時一〇人以上が寄宿するものについては、このような場合、二階に二以上の出入口を設けなければならない)。

(ロ) 警報装置(寄宿舎規程第三章の三及び建設業寄宿舎規程第二章)

寄宿舎規程第一二条の二及び建設業寄宿舎規程第一一条は、火急の際に居住者に速やかに知らせるために警報装置を設けるべきことを規定しているが、火災等が発生した場合に、寄宿労働者に対するその旨の連絡が不十分であると重大な災害を発生するおそれがあるので、速やかに寄宿労働者に非常事態の発生を知らせ避難をさせることが必要であり、このため、使用者にベル、拡声器等の警報設備の備付けを義務づけたものである。なお、警報装置としては、ベル、拡声器のほか、特に建設業寄宿舎規程においては、サイレン、警鐘等をあげているが、各寄宿舎の実情に即したもので非常の場合に十分効果が期待できるものであれば差し支えない。

なお、建設業附属寄宿舎にあつては、警報装置を常時有効に作動するようにしておくこと、寄宿舎に寄宿する者に対し、設置場所及び使用方法を周知させなければならないこととされている。

(ハ) 消火設備(寄宿舎規程第三章及び建設業寄宿舎規程第三章)

寄宿舎規程第一四条では、第一種寄宿舎には適当かつ十分な消火設備を設けるべきことを規定している。適当であるか否かは、寄宿舎の地理的条件、建物の構造、規模及び配置の状況、寄宿労働者数を総合的に勘案して個々の具体的な状況によつて判断すべきものである。

なお、建設業寄宿舎規程第一二条においては、消火設備の例示として消火器をあげて、その有効保持、使用方法等の周知についても定めている。

(ニ) 避難訓練(建設業寄宿舎規程第三章の三)

建設業附属寄宿舎にあつては、火災その他非常の場合に備えるため、寄宿舎に寄宿する者に対し、寄宿舎の使用を開始した後遅滞なく一回、及びその後六か月以内ごとに一回、避難及び消火の訓練を行わなければならない。

(ウ) 掃除用具(寄宿舎規程第三条及び建設業寄宿舎規程第三条の二)

寄宿舎規程第一五条及び建設業寄宿舎規程第一二条の三では、寄宿舎には寄宿舎の清潔を保つために必要な掃除用具を備え付けておかねばならないことを使用者に義務づけている。寄宿舎の自治会等の申合わせにより寄宿労働者が自己の寝室等を自主的に清掃することになっている場合においても、その掃除用具は当然使用者の負担において備え付けなければならないわけである。なお、備付けについては、寄宿舎の建物の構造及び規模、寄宿労働者数等状況に応じ、寄宿舎の清潔を保つために必要な数と種類の用具を備えなければならない。

(ロ) 廊下(寄宿舎規程第二八条及び建設業寄宿舎規程第二八条)

寄宿舎規程第一八条では、第一種寄宿舎の廊下は、衛生上の観点及び火急の際の避難の場合を考慮して、原則として、片廊下とし、その幅は一・二メートル以上としなければならないことを定めている。しかし、次のような条件をすべて満たす場合は、中廊下であっても差し支えない旨を規定している。

- ① 廊下の幅が一・六メートル以上であること。
- ② 耐火構造の建物であること。
- ③ 廊下の照度は、一〇ルクス以上であること。
- ④ 廊下に面する居室の壁に適当な換気のための設備があること。

両側に寝室がある場合のみでなく、居室、物置その他これに類する立体構造物が両側に設けられている廊下はすべて中廊下と解されるが、一方は居室が並び、他方は共用の便所や洗面所が所々に設けられている廊下は中廊下に含まれないとして取り扱って差し支えないものと考えられる。「耐火構造」については寄宿舎規程第一八条にいう「耐火構造とは、鉄筋コンクリート造、れんが造等の構造で建築基準法に基づき政令で定める耐火性能を有するものをいい、建築基準法第二条第八号に規定する鉄網モルタル塗、しっくい塗等の防火構造のものを含まないものであること。なお、『耐火構造』及び『防火構造』の詳細については、建築基準法施行令第一〇七条及び第一〇八条に定められているから、これによること。」(昭三三三 基発第九号)とする解釈例規がある。

「適当な換気のための設備」とは、換気の用に供することのできる仕切障子、ガラス窓等も含まれるが、ドアのごとく単に出入口にすぎないものは含まれない(昭三三三 基発第九号)。

なお、事業拡張に伴い、労働者の増員を図り、寄宿舎の増設をする際、建築基準法、敷地等の関係から中廊下として棟数を減じようとする場合、寄宿舎規程第一一条及び第一二条の設備をしても第一八条第二項各号に該当しない限り第一八条に違反するものと解される(昭三三三 基収第四号、昭三三三 基発第九号)。

建設業寄宿舎規程第一四条は、両側に寝室がある場合の廊下の幅は一・六メートル以上、その他の場合は、一・二メートル以上としなければならないとしている。

(イ) 寝室(寄宿舎規程第二九条並びに第三九条第二号から第四号まで及び第五号、建設業寄宿舎規程第二九条)

寝室は、寄宿舎に居住する労働者にとって最も関係の深い重要なものであるので、第一種寄宿舎については寄宿舎規程第一九条、第二種寄宿舎については同第三九条、建設業附属寄宿舎については建設業寄宿舎規程第一六条において、その構造、設備等についての基準を定めている。寝室とは、単に就寝する部屋だけに限らず、寄宿舎に寄宿する労働者が居住する部屋のことである。

(a) 一人当たり居住面積及び一室の収容人員(寄宿舎規程第二九条第一項第一号及び第三号、建設業寄宿舎規程第二九条第一項第一号及び第三号)

第一種寄宿舎においては、多数の者が団体生活をする関係から、ややもすれば個人の落ちついた生活が損なわれがちであり、また、狭い部屋に多数者を収容することは保健衛生上からも好ましくないので、一室の居住面積は床の間及び押入を除いて一人当たり二・五平方メートル以上とし、一室の居住人員の最大限は一六人としなければならない。なお、二段寝台の場合であっても、居住面積は、二段目の寝台の面積と居室の面積を合わせた延面積ではなく間取面積をいう(昭三三三 基収第四号)。

第二種寄宿舎の場合は、寝室居住面積を一人につき二・五平方メートル以上とし、居住人員は五〇人以下としなければならない。

- 建設業附属寄宿舍の場合、押入等を除き一人について二・二平方メートル以上とし、一室の居住人員は六人以下としなければならない。
- (b) 床(寄宿舍規程第二条第二項第号、建設業寄宿舍規程第三条第二項第号及び第号)
- 第一種寄宿舍については、寄宿労働者の保健衛生上好ましくない床下からの湿気を防ぐため、寝室の木造の床の高さを四五センチメートル以上とし、その構造は寝台を設けない場合は畳敷としなければならない。
- 建設業附属寄宿舍についても、ほぼ同様であるが、ただ、床下について防湿措置を講じた場合は、床の高さ四五センチメートル以上の制限はない。
- (c) 天井(寄宿舍規程第二条第二項第号、建設業寄宿舍規程第三条第二項第号)
- 気積を確保し、圧迫感を除くため、天井の高さは二・一メートル以上とし、第一種寄宿舍については、その構造は小屋組を露出しない構造としなければならない。
- (d) 収納設備(寄宿舍規程第二条第二項第号及び第項並びに第三章第六号、建設業寄宿舍規程第三条第二項第号及び第六号)
- 第一種寄宿舍の場合は、各室には寝具等を収納するための適当な設備を設け、このうち寄宿労働者の私有物の身回品を収納するための設備については個人別のものとしなければならない。
- 第二種寄宿舍の場合は、労働者の身回品を整頓しておくための押入、棚その他これらに代わる設備を設けなければならない。建設業附属寄宿舍についても、第一種寄宿舍の場合とほぼ同様である。
- なお、第一種寄宿舍及び建設業附属寄宿舍の場合、寝室に寝台を設けてある場合には、寝台及びこれに用いる寝具を収納するための設備を設ける必要はない。
- ここにいう「身回品」とは、労働者が自己の身につける物品の意であり、衣服はもとより帽子、履物、ハンドバッグ、装飾品等が含まれるが、ミシン、たんす、書櫃等は含まれない。また、労働者の身回品を収納するための設備を個人別のものとするとは、労働者の私有の身回品を他の労働者のものと区別して収納できるようにすることである(昭三・三三 基発第二四号)。
- (e) 外窓(寄宿舍規程第二条第二項第号及び第三章第六号、建設業寄宿舍規程第三条第二項第三号)
- 寝室の外窓については、第一種寄宿舍の場合は少なくとも雨戸及び障子又はガラス戸及び窓掛けを設けると、第二種寄宿舍の場合は雨戸又はガラス戸等を設けると、建設業附属寄宿舍の場合は、雨戸又はガラス戸を設け、かつ、窓掛けを設けることが定められている。
- (f) 寝室と廊下との区別(寄宿舍規程第二条第二項第号、建設業寄宿舍規程第三条第二号)
- 第一種寄宿舍の場合、寝室と廊下との間は、戸、障子、壁等で区画し、廊下の外部には雨戸又はガラス戸を設けなければならない。また、建設業附属寄宿舍の場合には、寝室と廊下との間は壁、戸等で区画することとされている。
- (g) 採光(寄宿舍規程第二条第二項第号及び第三章第六号、建設業寄宿舍規程第三条第二項第号及び第二号)
- 第一種寄宿舍の場合は、その室面積の七分の一以上の有効採光面積を有する窓を設け、居住面積四平方メートルにつき一〇燭光(約一〇カンデラ)以上の灯火を設けなければならない。第二種寄宿舍の場合は、採光のため十分な面積を有する窓等を設けなければならない。
- 建設業附属寄宿舍の場合は、床面積の七分の一以上の有効採光面積を有する窓を設け、かつ、床面積一〇平方メートル以内ごとに六〇ワット以上蛍光灯ランプにあつては二〇ワット以上の照明設備を設けることとされている。
- なお、第一種寄宿舍の場合における「有効採光面積」とは、採光のために有効に使用され得る窓の面積を意味し、無双窓のごとき構造のものにあつては外光の射入し得る面積のみを考へるものである(昭三・三三 基発第五号、昭三・三三 基発第四号)。
- (h) 防蚊措置(寄宿舍規程第二条第二項第六号、建設業寄宿舍規程第三条第三号)
- 第一種寄宿舍及び建設業附属寄宿舍については、防蚊のために蚊帳の備付け、薬品の散布、金網の使用等により、立地条件、寝室の構造等を考慮して、適当な措置を講じなければならない。
- (i) 採暖、冷房等の設備(寄宿舍規程第二条第二項第号及び第三章第六号、建設業寄宿舍規程第三条第二項第三号及び第二号)

寝室には、第一種寄宿舎、第二種寄宿舎ともに、防寒のために適当な採暖設備を設けなければならない。建設業附属寄宿舎については、さらに防暑のための冷房等の設備を設けなければならない。「採暖の設備」とは、必ずしも固定的な設備のみをいうのではなく、火鉢等持ち運び可能なものもこれに含まれる。また、「冷房等の設備」の「等」には扇風機、ウィンドファン等が含まれる(以下、三 基築第五号)。

(7) 寝具(寄宿舎規程第三号)

寄宿舎規程第二〇条第一項では、第一種寄宿舎に寄宿する労働者に、寝具(各人専用のものに限る。)のほか、枕及びふとんのえり部を覆うための白布並びに敷布(これらは専用でなくともよい。)を備え、常に清潔に保持すべきことを定めている。

また、同条第二項では、使用者の清潔保持の義務に対する労働者の協力義務として、労働者は、寝具、白布及び敷布を不潔にしないように努めるとともに、清潔の保持について使用者に協力するよう規定している。「清潔の保持について使用者に協力する」とは、使用者が同条第一項の規定により寝具、白布及び敷布について日光曝干、洗濯、補修等を行うに際して、指示された日時又は場所にこれらのものを提出する等使用者の清潔の保持のための行為を行いやすくする趣旨のものである(昭三三三三 基築第五号)。

なお、寝具等は使用者が寄宿労働者のために備えなければならないが、労働者が任意に持ち込むことを禁止するものではない(昭三三三三 基築第五号、昭三三三三 基築第五号)。

また、使用者が備えた寝具等を労働者に使用させる場合に、これらを無料で使用させることまで使用者に義務づけているものとは解されないが、寝具等の損料を寄宿労働者から徴収することは差し支えない。この場合、その損料は、その地方において社会的に妥当な額に決定されるべきである(昭三三三三 基築第五号)。

(8) 就業時間の異なる場合の措置(寄宿舎規程第三号)

第一種寄宿舎にあつては、交替制により就業時間を異にする二組以上の労働者が寄宿する場合、これらの労働者を同一の寝室に寄宿させると、一方の労働者が睡眠をとっている際に他方の労働者は起きていることとなり寝てい

る者の睡眠を妨げることが予想されるので、原則として同一の寝室に就眠時間の異なる組の者を収容することを禁止している。ただし、例外として、交替の際に睡眠を妨げないような適当な方法が講じられている場合には許されるとしている。この「適当な方法」とは、寝室専用に使用し、かつ、就寝中と掲示する等の方法が講じてある場合をいうのであるが、組ごとに寝室を分けることが原則である(昭三三三三 基築第五号)。

(9) 暗幕(寄宿舎規程第三号、建設業寄宿舎規程第二号第三項)

第一種寄宿舎及び建設業附属寄宿舎では、寄宿する労働者の就業時間が夜間に当たつていて昼間に睡眠をとる必要がある場合は、寝室を暗くして労働者が昼間でも睡眠がとれるように、暗幕、ブラインド等遮光のための設備を設けなければならない。

(10) 氏名及び定員の掲示(寄宿舎規程第三号、建設業寄宿舎規程第六号第一項)

第一種寄宿舎及び建設業附属寄宿舎には、寝室に居住する者の氏名及び寝室の定員をその入口に掲示しなければならない。

(11) 食堂(寄宿舎規程第三号及び第三号、建設業寄宿舎規程第二号)

(a) 適用範囲(寄宿舎規程第三号)

寄宿舎規程第二四号では、食堂を設けなければならない場合を規定している。すなわち、第一種寄宿舎で常時三〇人以上の労働者を寄宿させるものにあつては、寄宿労働者のための食堂を設けなければならないことを定めている。ただし、寄宿舎に近接した位置に安全衛生規則第六二九条の規定による事業場の食堂がある場合は、寄宿舎専属の食堂を設けなくてもよいとしている。ここにいう「寄宿舎に近接した位置」とは、寄宿舎に近い位置にあることをいうものであり、寄宿舎に近接した位置にあるか否かについては、土地の状況、事業場と寄宿舎の建物の配置状況等を勘案して客観的に判断すべきものであるとされている(昭三三三三 基築第五号)。また、「労働安全衛生規則第六二九条の規定による事業場の食堂」とは、同規則第六三〇条中の食堂に関する規定に定める要件を満足する食堂のことであり、同条の「附属」に該当しない食堂等は含まれない。

- (b) 食堂の構造、設備その他の基準(寄宿舎規程第三条、建設業寄宿舎規程第二条)

第一種寄宿舎及び建設業附属寄宿舎については、食堂又は炊事場は次の基準をすべて満足するものでなければならない。また、このほか、常に清潔を保持するため必要な措置を講じなければならない。

- ① 照明及び換気が十分であること。
- ② 食器及び炊事用器具をしばしば消毒する(第一種寄宿舎のみ)とともに、これらを清潔に保管する設備を設けること。
- ③ はえその他の昆虫、ねずみ等の害を防ぐための措置を講ずること。
- ④ 食堂には、食卓を設け、かつ、座食する場合以外の場合においては、いすを設けること。
- ⑤ 食堂には、寒冷時に、適当な採暖の設備を設けること。また、建設業附属寄宿舎にあつては、さらに防暑のための冷房等の設備を設けること。

ここで、「寒冷時に」とは、食事をとる際の寒さについていうものであり、その判断は、具体的にその時の自然的、地理的条件等を勘案してなすべきであり、また「採暖の設備」とは、火鉢等持ち運びのできるものであつてもよく、固定の設備を必要としないものであるとされている(昭三・三三 基発第10号)。「冷房等の設備」については(イ)の(i)の解説参照。

- ⑥ 炊事場の床は、洗浄及び排水に便利な構造とすること(建設業附属寄宿舎にあつては、土のままとなす、板張り、コンクリート等清掃に便利な構造とすることとされている)。
- ⑦ 炊事従業員には、炊事専用の清潔な作業衣を着用させること。
- ⑧ 炊事従業員専用の便所を設けること(第一種寄宿舎のみ)。

- (v) 飲用水及び炊事用水の水質並びに汚水及び汚物の処理(寄宿舎規程第三条の二並びに第三章第九号及び第九号、建設業寄宿舎規程第二章第九号及び第二章)

寄宿舎規程第二五条の二並びに第三章第八号及び第九号では、単に寄宿舎の食堂及び炊事場に限らず、飲用水

及び炊事用水並びに汚水及び汚物の処理について次のような基準を定めている。

- (a) 第一種寄宿舎及び建設業附属寄宿舎では、飲用水及び炊事用水は、地方公共団体の水道から供給される水であることを原則とし、その例外として、水質検査に合格した水と同質の水であれば、水道から供給される水でなくともよい。ここにいう「水質検査」とは、水質基準に関する省令(平成四年厚生省令第5号)に定める検査方法を標準として行い、また、水質検査の機関は、地方公共団体のほか、試験所、研究所等であつて権威あるものであれば差し支えない(昭三・三三 基発第10号、昭三・三三 基発第10号、昭三・三三 基発第10号、婦発第10号)。

汚水及び汚物をためるときは一定の場所で行なければならない。その場合は露出しないよう覆いをする等の措置を講じなければならない。ここで「汚水」とは、洗濯水、炊事場、浴場等から出る廃水等であり、「汚物」とはふん尿、ごみ、残飯等が含まれる。また、この規定は汚水及び汚物が流出し去る場合以外の場合を前提として規定されているものであり、これらを一定の場所にためておく場合には、露出しないよう覆いをする等の措置が必要であるが、消毒して無害にする等衛生上の処理までする必要はない(昭三・三三 基発第10号)。

- (b) 第二種寄宿舎においては、飲用及び洗浄のため清浄な水を十分に備え、また、汚水及び汚物の処理については、衛生上の共同の利益のため、それらを処理するための適当な設備を設けなければならない。

- (vi) 栄養士(寄宿舎規程第三章)

第一種寄宿舎においては、一回三〇〇食以上の給食を行う場合には、栄養士を置かなければならない。

- (vii) 浴場(寄宿舎規程第三章及び第三章第九号、建設業寄宿舎規程第二章)

浴場については、すべての寄宿舎について、他に利用し得る浴場がない場合は、適当な浴場を設けるべきことを規定している。

- (a) 第一種寄宿舎及び建設業附属寄宿舎において浴場を設ける場合には、次のような清潔保持のための措置を講じなければならない。

- (i) 脱衣場及び浴室を男女別にすること。

ただし、男性と女性のいずれか一方が著しく少数であり、かつ、男女により入浴の時間を異にする場合は、浴室及び脱衣場を区別する必要はない。

- (ii) 寄宿労働者一〇人以上ごとに一人以上の者が同時に入浴することができる規模のものであること(建設業附属寄宿舎のみ)。
- (iii) 浴室には、清浄な水又は上り湯の設備を設けること。
- (iv) 浴湯を適当な温度及び量に保つこと。
- (v) 照明及び換気が十分であること(建設業附属寄宿舎のみ)。

なお、第一種寄宿舎の浴場に関しては次の解釈例規がある。

- ① 男性と女性のいずれか一方が著しく少数であること及び入浴時間を男女により区別していることの要件を満たす限り、風紀の観点から男女別にすることを規定する第二項の例外を認めることとしたものであること。
- ② 「いずれか一方が著しく少数」とは、男女いずれか一方が他方より極端に少数であるという趣旨であつて比率的に少数であるという趣旨ではないこと。
- ③ 浴室に清浄な水又は上り湯の設備を設けること、浴湯を適当な温度及び量に保つことは、清潔保持の例示であるが、その他入浴人員、事業の種類及び規模等によりそれに応じた清潔保持の方法が種々考えられ、具体的事例について個々に判断すること。
- ④ 「清浄な水又は上り湯」は、清浄な水の設備又は上り湯の設備の二者択一でよく、設備は固定のものを要しないものであること。
- ⑤ 「適当な温度」は、公衆浴場法に基づき東京都条例(公衆衛生措置基準に関する条例)では摂氏四十二度以上と規定されているから摂氏四十二度前後を一応の基準とすること。
- ⑥ 「適当な量」とは、浴そうに応じた通常の入浴姿勢で肩までつかれる程度の量であればよいこと(昭三・三三基発第二〇号)。

— 1062 —

- (b) 第二種寄宿舎については、清潔保持のための規定はなく、単に、他に利用することのできる浴場がない場合には、入浴のための設備を設けることを規定しているにすぎない。

ここで「入浴のため」とは、単に浴そうがあれば足り、その他には特別の制限はないものである(昭三・三三基発第二〇号)。

(4) 便所(寄宿舎規程第六条、建設業附属寄宿舎規程第三十条)

第一種寄宿舎及び建設業附属寄宿舎の場合、便所は、次の各号の基準によるほか、常に清潔を保持するため、必要な措置を講じなければならない。

ここでいう「次の各号」とは、必ずしも清潔保持に関する規定ではないから、一般の清潔保持に関しては、寄宿労働者数の多寡、男性寄宿舎であるか女性寄宿舎であるか等によりそれに応じた種々の方法が考えられ、具体的事例について個々に判断すべきであり(昭三・三三基発第二〇号)、また、「便所」とは、大小便をするための便房、便池等を含む場所的概念であり、「便房」とは、便器のある場所をいうものである(前掲通達)。

- ① 寝室、食堂及び炊事場から適当な距離を設けること。
- ② 男女別にすること(第一種寄宿舎のみ)。

男女別にすることは、用便の部屋が男女により間仕切り等によつて区分されていることであり、便所に附属する手洗の設備は、用便の部屋の外にある限り、男女別にする必要はない(前掲通達)。

- ③ 便房の数は、第一種寄宿舎については、寄宿舎に寄宿する労働者の数が一〇〇人以下の場合には一五人又はその端数ごとに一個とし、一〇〇人を超える場合には一〇〇人を超える二〇人又はその端数ごとに一個を増し、五〇〇人を超える場合には五〇〇人を超える二五人又はその端数ごとに一個を増すこと。

建設業附属寄宿舎については、大便所の便房の数は、寄宿労働者一五人以内ごとに一個以上とすること。

- ④ 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。
- ⑤ 流出する水によつて手を洗ふ設備を設けること。

— 1063 —

- 「手を洗う設備」とは、流れ出る水によって手を洗うことができるものであればよく、溜水に手を入れ又はひしゃくにより溜水で手を洗うものはこれに含まれない(昭三・三三 基発第三〇号)。
- ⑥ 照明及び換気が十分であること(建設業附属寄宿舎のみ)。
- なお、第一種寄宿舎については、下水道法第二条第八号に規定する処理区域内においては、便所は水洗便所であればならず、また、便所から排出する汚物を同条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合は、衛生上支障がない構造のし尿浄化槽を設けなければならないこととされている。
- (7) 洗面、洗濯等の設備(寄宿舎規程第三条、建設業寄宿舎規程第三条)
- 第一種寄宿舎及び建設業附属寄宿舎では、寄宿労働者数相応の洗面所、洗濯場及び物干場を設けなければならない。特に第一種寄宿舎にあつては、トラホーム等の伝染性眼疾患者が用いる洗面器は、感染予防の見地から他の者の用いる洗面器と区別しておかなければならないものとされている。
- (8) 共同手拭の禁止(寄宿舎規程第三条)
- 伝染病菌が手から伝ばすることを防止するため、第一種寄宿舎では、便所及び洗面所に共同して使う手拭を備えることを禁止している。
- (9) 健康状態の検査(寄宿舎規程第三条)
- 第一種寄宿舎では、寄宿労働者の健康にとつて最も重要な栄養及び栄養状態を調べるために、また、集団生活で起こりやすく、かつ、他人に感染させるおそれのある眼と皮膚の疾患を防止するために、次の検査を行わなければならない。
- ① 体重測定による栄養及び栄養状態の検査
- ② トラホームその他の伝染性眼疾患及びかいせんその他の伝染性皮膚疾患の有無の検査
- ここで「その他の伝染性眼疾患」には、流行性結膜炎、「その他の伝染性皮膚疾患」には、たむし、しらみ、か、等の白せん菌による皮膚病等がある(昭三・三三 基発第三〇号)。

- なお、労働安全衛生法第六十六条第一項の規定による健康診断を受けた者については、その受け回数に応じ、本規定による検査の回数を減することができる。これは、本規定による検査の回数は、労働安全衛生法第六十六条の健康診断を受けた回数に応じて減せられることを規定したものであり、この検査を受けたことにより、その回数だけ同条の健康診断の回数が減せられるものではない(前掲通達)。
- (10) 病者の同室禁止(寄宿舎規程第三条)
- 第一種寄宿舎では、寄宿労働者で伝染性疾病その他の疾病にかかっている者和其他の労働者を同室させることが不適当であると認められる場合は、病者和其他の者を同室させることを禁止している。なお、本規定は健康診断の結果による場合のみの規定ではない(前掲通達)。
- (11) 休養室(寄宿舎規程第三条、建設業寄宿舎規程第三条)
- 常時五〇人以上の労働者を寄宿させる場合には、第一種寄宿舎にあつては、寝台その他のが床し得る設備を有する休養室を設けるべきこと、建設業附属寄宿舎にあつては、休養室を設けるべきことが定められている。
- 休養室としては、寄宿舎に近接した場所にある病室、診療室、休養室を明示的又は黙示的に休養室として指定しておけばよいとされている(前掲通達)。
- (12) 衛生に関する相談担当者(寄宿舎規程第四条)
- 第一種寄宿舎では、常時五〇人以上の労働者を寄宿舎に寄宿させる場合においては、寄宿労働者の衛生に関する相談に応ずるため、衛生に関して経験のある者を担当者として定めておかなければならない。「衛生に関して経験のある者」とは、看護師、保健師、助産師、衛生管理者等をいい、「衛生に関する相談」とは、寄宿舎に寄宿する労働者とその衛生に関する相談をすることであり、例えば、労働者の身体の異常、栄養、居住衛生等に関する相談をいい、労働衛生に関する相談は含まれない。また、担当者は、寄宿舎に寝泊まりして常駐する必要はなく、また、当該事業場外の者を指定しておいても差し支えないものである(昭三・三三 基発第三〇号)。
- (13) 伝染病発生の場合(寄宿舎規程第五条)

第一種寄宿舎では、伝染性の疾病にかかった者の使用した寝具その他のもの及び寢室は、消毒した後でなければ他の者に使用させてはならない。ここにいう「消毒」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第2号)第一四条又は第一六条の規定による消毒をいう。

なお、「伝染性の疾病」とは、いわゆる伝染病のほか、伝染性皮膚疾患又は伝染性眼疾患等集団生活において伝染のおそれの多い疾患をいう(昭三・三三 基発第25号、昭三・三三 基発第25号)。

(4) 修正適用(寄宿舎規程第35条)及び適用除外(建設業寄宿舎規程第35条)

(a) 本法別表第一第六号(農林)及び第七号(養蚕、養蚕及び水産)の事業に附属する寄宿舎又は常時一〇人未満の労働者を六か月を超える期間寄宿させる小規模の寄宿舎については、第一種寄宿舎ではあるが、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、寄宿舎規程第二章の規定を修正して適用することができることとされている。これによつて修正適用できる範囲は、第二章の全規定ではなく、寄宿舎規程第八條(男女別収容)、第一七條(階段の構造)、第一八條(廊下)、第一九條(寢室)、第二一條(就業時間の異なる場合の措置)、第二五條(食堂、炊事場)、第二六條(栄養士)、第二七條(浴室)及び第二八條(便所)の規定であり、また、修正適用できる程度も、第三章のいわゆる第二種寄宿舎に適用される基準を下回つてはならないものとされている。

寄宿舎規程第三六條の許可は、事業の種類、規模、寄宿期間、寄宿労働者の性別、年齢別等を考慮し、おおむね次の基準によつて適宜許可することとされている(昭三・三三 基発第25号、昭三・三三 基発第25号)。

- (i) 寄宿舎規程第八條については、二階以上の建物であつて各階をそれぞれ男性用又は女性用とするか、あるいは平家建であっても出入口まで区画があるがごとき場合には、許可すること。
- (ii) 寄宿舎規程第一七條各号の基準に近いものについては、階段を使用する労働者数等をも修正適用して差し支えないこと。
- (iii) 寄宿舎規程第一八條関係
 - ① 「廊下の幅」については〇・九メートルまでは修正適用して差し支えないこと。

- ② 山小屋その他一階建の仮設寄宿舎でやむを得ない事情あるものについては、第二項各号に該当しない中廊下であっても許可すること。

(iv) 寄宿舎規程第一九條関係

- ① 別に定めるもののほか、寄宿舎規程第三九條の基準までは許可して差し支えないこと。
- ② 山小屋その他辺ぴな場所に設けられる寄宿舎においては、第七号は一〇ルクスに満たなくともランプその他これに準ずる灯火施設があれば差し支えないこと。
- ③ 第八号の除外は認めないこと。

なお、国有林野事業の寄宿舎については、その特殊性により、右の一般的基準とは別の許可基準がある(昭三・三三 基発第25号の二)。

- (b) 建設業附属寄宿舎の場合は、六か月に満たない期間内に解体するもの又は寄宿舎として使用しなくなるものについては、建設業寄宿舎規程第一六條第一項第五号(天井)、第一九條第一号(浴場の規模)の規定は、適用されない。また、常時一〇人に満たない者が寄宿するものについては、第一〇條第一項(出入口)の規定は、適用されない。

③ 本条違反

使用者が本条に基づいて定められた措置の基準に違反すると、六か月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処せられる(第三六條第2号)。

(監督上の行政措置)

第九十六條の二 使用者は、常時十人以上の労働者を就業させる事業、厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の附属寄宿舎を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、前

事 項 索 引

1年単位の变形労働時間制における労働時間の特定 § 32の4	457
1年単位の变形労働時間制の対象期間 § 32の4	456
1年単位の变形労働時間制の妊産婦に關する適用除外 § 66	841
1年単位の变形労働時間制の法的効果 § 32の4	463
一部ストライキによる休業 § 26	381
1か月単位の变形労働時間制 § 32の2	423
1か月単位の变形労働時間制における時間外労働となる時間 § 32の2	431
1か月単位の变形労働時間制における労働時間の特定 § 32の2	429
1か月単位の变形労働時間制の妊産婦に關する適用除外 § 66	841
1か月単位の变形労働時間制の变形期間 § 32の2	427
1か月単位の变形労働時間制の变形期間における労働時間の結算 § 32の2	428
1か月単位の变形労働時間制の法的効果 § 32の2	430
1か月の賃金支払額における端数処理 § 24	365
1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 § 37	544
1週間 § 32	406
1週間単位の非定型的变形労働時間制 § 32の5	468
1週間単位の非定型的变形労働時間制において時間外労働となる時間 § 32の5	473
1週間単位の非定型的变形労働時間制における1日の労働時間の上限 § 32の5	472
1週間単位の非定型的变形労働時間制における事前通知の方法 § 32の5	472

令和3年版

労働基準法下

—労働法コンメンタール3—

昭和33年10月1日	初版印刷発行	定価7,480円 (本体6,800円+税10%)
昭和40年6月15日	改訂版印刷発行	
昭和43年10月15日	再訂版印刷発行	
昭和48年10月25日	新訂版印刷発行	
昭和54年6月15日	改訂版印刷発行	
昭和58年3月15日	三訂版印刷発行	
昭和63年9月10日	全訂版印刷発行	
平成元年3月20日	全訂版三版発行	
平成2年4月10日	全訂版三版発行	
平成3年4月25日	全訂版印刷発行	
平成6年7月1日	改訂版印刷発行	
平成12年3月1日	改訂版印刷発行	
平成15年3月7日	増補版印刷発行	
平成17年3月3日	改訂版印刷発行	
平成23年2月1日	平成22年版印刷発行	
令和4年1月20日	令和3年版印刷発行	
令和4年5月26日	令和3版3刷発行	

編 者 厚生労働省労働基準局

発行者	株式会社 労働行政
〒141-0031	東京都品川区西五反田3-6-21
	住友不動産西五反田ビル3階
電話(03)3491-1231	FAX(03)3491-1299
印刷・製本	三美印刷株式会社

ISBN978-4-8452-2373-2
本書内容の無断複製・転載を禁じます。
訂正が出ました場合、下記 URL でお知らせします。
<https://www.tosei.jp/store/book/teisei>